

PART 770  
INTERPRETATIONS  
解釈

Sec.		Page
770.1	<a href="#">序文</a> -----	1
770.2	<a href="#">品目の解釈</a> -----	1
770.3	<a href="#">カントリーグループD:1の仕向地への技術及びソフトウェアの輸出に関連する解釈</a> -----	9

**Part 770 (第770章) 一解釈**

## § 770.1 序文

本章において、EAR というときは、15 CFR chapter VII、subchapter C をいう。本章は、貨物、技術、及びソフトウェアの解釈について規定する。これらの解釈は、規制範囲が商務省規制品リスト (CCL) (EAR § 774 付則 1 参照) 及び輸出管理規則の他の条項からはすぐには理解できない規制範囲について明らかにする。

## § 770.2 品目の解釈

## (a) 解釈 1: 減摩軸受又は軸受システム及び特別に設計した部品

- (1) スペア又は交換用として出荷された減摩軸受又は軸受システムは、輸出規制分類番号 (ECCN) 2A001 (球、ローラ、又はニードルローラベアリング及び部品) に分類される。これは、減摩軸受又は軸受システムの単独の出荷と、スペア又は交換用部品として用いる目的で機械又は装置とともに出荷される減摩軸受又は軸受システムに適用される。
- (2) 出荷前に、機械の一部若しくは機械の完成品に物理的に組込まれた減摩軸受又は軸受システムは、軸受としての独自性を失う。このシナリオで、当該軸受を組込んだ機械又は機械の一部が、輸出規制要件の対象品目である。
- (3) 減摩軸受又は軸受システムであって、出荷前に機械の一部に組込まれていないが、完全現地組立てのアッセンブルされていない機械の部分品として出荷されるものは、機械の部分品と見なされる。このシナリオで、完成品の機械が、輸出許可要件の対象品目である。

## (b) 解釈 2: 機械、装置又はその他の品目の“部品”の番号分類

- (1) 輸出されようとしている組立てられた機械又は装置のユニット  
1つ以上の組立てられた機械又は装置のユニットが輸出されようとしている場合、その機械又は装置に物理的に組み込まれた個々の構成部品は輸出許可を必要としない。機械の完成品又は装置のユニットが輸出された根拠である輸出許可又は通常の許可例外は、その構成部品が、輸出されようとしている機械若しくは装置の正規で通常の部分品である場合、又は物理的な組込みが、輸出許可の要求事項を回避するための手段として用いられていない場合、その構成部品にも適用される。
- (2) スペア、交換用として、転売又は在庫用に輸出される部品  
部品がスペア、交換用として、転売又は在庫用に輸出される場合、その部品の適切なエントリーが、目的の仕向地に対して輸出許可が必要であると指定している場合のみ、輸出許可が必要である。

## (c) [Reserved]

## (d) 解釈 4: 通信装置及びシステム

ページングシステム用制御装置 (無線放送受信装置又は選択的信号受信システム) については、CCL カテゴリー5 の回線交換機として定義される。

## (e) 解釈 5: 数値制御システム

## (1) “数値制御”装置の番号分類

工作機械用“数値制御”ユニットは、その構成又はアーキテクチャに関係なく、ECCN 2B001.a で定める機能特性により規制される。“数値制御”ユニットには、アドオン方式の“モーションコントロールボード”搭載のコンピュータを含む。工作機械用のアドオン方式の“モーションコントロールボード”搭載のコンピュータは、“モーションコントロールボード”を搭載しない単独のコンピュータがカテゴリ4における許可要件の対象外で、かつ、“モーションコントロールボード”が ECCN 2B001.b で規制されない場合であっても、ECCN 2B001.a で規制される場合がある。

## (2) 輸出書類の要求事項

- (i) 数値制御装置の輸出許可申請書を作成する場合、工作機械と制御ユニットは別々に番号分類される。工作機械又は制御ユニットのいずれかが輸出許可を要する場合、その全体の装置について輸出許可が必要となる。工作機械又は制御ユニットのいずれかがシステムから分離して輸出される場合、その輸出される部分品は、考えられるシステムの他の部品を考慮せずに、上記の輸出許可申請書において番号分類される。

(ii) 自動化輸出システム (AES) で電子輸出情報 (EEI) を作成する場合、完成品 (例えば、工作機械と制御装置) で出荷されるシステムは、各工作機械毎に別表 B 番号で報告しなければならない。制御ユニット又は工作機械のいずれかが分離して出荷される場合、輸出される個々の品目毎に該当する別表 B 番号で報告しなければならない。

(f) 解釈 6 : スクラップとして輸出される“部品”、“附属品”、及び装置

スクラップとして出荷される“部品”、“附属品”、又は装置は、AES への EEI 申告で、適切な ECCN に識別されるように充分詳細に記述しなければならない。“部品”、“附属品”、又は装置として申告された貨物が、バラ積みで出荷されたり、さもなければ通常の貿易慣行に従って、梱包、包装若しくは区分けされていない場合、税関職員はその積荷がスクラップでない証拠を要求することができる。そのような証拠には、限定されるものではないが、当該貨物がスクラップであるか、或いは“部品”、“附属品”、若しくは装置として使用するために輸出されるものかを示す売渡証、注文書及び往復書簡が含まれる。

(g) 解釈 7 : スクラップの武器、弾薬、及び戦闘装備品

米国軍需品リストで規定される武器、弾薬、及び戦闘装備品であって、米国国務省の管轄にあるもの (22 CFR part 120 から 130)、ただし次に掲げるもの (商務省の管轄にあるもの) を除く :

- (1) 弾薬及び砲弾の薬きょうであって、過度の加熱、火炎処理、圧搾、破碎、切断方法により、又はその他の手段により、これらの本来の特性を復元できる範囲を超えて使えないようにしたものは、“スクラップ”である。
- (2) 軍により“スクラップ”として売却された弾薬及び砲弾の薬きょう (それらが加熱、火炎処理、圧搾、破碎、切断、又はその他の手段によりスクラップにされたか否かを問わない)。
- (3) 米国軍需品リストに掲載されていた可能性があるその他の貨物について、それらが圧搾、破碎、又は切断のみの方法により、これらの本来の特性を復元できる範囲を超えて使えないようにした場合、“スクラップ”であり、従って商務省の管轄にある。軍需品リストでカバーされた貨物が使えないようにしたか否かが不確かな場合、輸出者は金属スクラップとして出荷報告を行なう前に、米国国務省防衛取引管理部, Washington, D. C. 20520、又は米国商務省輸出者支援局輸出者相談課 (1099A 号室), Washington, D. C. 20230 に相談をしなければならない。

(h) [Reserved]

(i) [Reserved]

(j) [Reserved]

(k) 解釈 11 : 原料となる化学製剤

以下の化学製剤は、ECCN 1C350 で規制される。適切な化学物質要約サービス (C. A. S.) 登録番号及び類義語 (即ち、別名) が、あなたの化学製剤がこのエントリーで規制されるか否かを決定する手助けとするために収載されている。

- (1) (C. A. S. #1341-49-7) Ammonium hydrogen bifluoride (一水素重フッ化アンモニウム)
  - Acid ammonium fluoride (酸性フッ化アンモニウム)
  - Ammonium bifluoride (重フッ化アンモニウム)
  - Ammonium difluoride (二フッ化アンモニウム)
  - Ammonium hydrofluoride (フッ化水素アンモニウム)
  - Ammonium hydrogen bifluoride (一水素重フッ化アンモニウム)
  - Ammonium hydrogen difluoride (二フッ化水素アンモニウム)
  - Ammonium monohydrogen difluoride (一水素二フッ化アンモニウム)
- (2) (C. A. S. #7784-34-1) Arsenic trichloride (三塩化ヒ素)
  - Arsenic (III) chloride (塩化ヒ素 (III価))
  - Arsenous chloride (塩化ヒ素)
  - Fuming liquid arsenic (発煙性液体ヒ素)

- Trichloroarsine (トリクロロアルシン)
- (3) (C. A. S. #76-93-7) Benzoic acid (ベンジル酸)  
. alpha., . alpha.-Diphenyl-. alpha.-hydroxyacetic acid ( $\alpha$ 、 $\alpha$ -ジフェニル- $\alpha$ -ヒドロキシ酢酸)  
Diphenylglycolic acid (ジフェニルグリコール酸)  
. alpha., . alpha.-Diphenylglycolic acid ( $\alpha$ 、 $\alpha$ -ジフェニルグリコール酸)  
Diphenylhydroxyacetic acid (ジフェニルヒドロキシ酢酸)  
. alpha.-Hydroxy-2, 2-diphenylacetic acid ( $\alpha$ -ヒドロキシ-2, 2-ジフェニル酢酸)  
2-Hydroxy-2, 2-diphenylacetic acid (2-ヒドロキシ-2, 2-ジフェニル酢酸)  
. alpha.-Hydroxy-. alpha.-phenylbenzeneacetic acid ( $\alpha$ -ヒドロキシ- $\alpha$ -フェニルベンゼン酢酸)  
Hydroxydiphenylacetic acid (ヒドロキシジフェニル酢酸)
- (4) (C. A. S. #107-07-3) 2-Chloroethanol (2-クロロエタノール)  
2-Chloro-1-ethanol (2-クロロ-1-エタノール)  
Chloroethanol (クロロエタノール)  
2-Chloroethyl alcohol (2-クロロエチルアルコール)  
Ethene chlorohydrin (エテンクロロヒドリン)  
Ethylchlorohydrin (エチルクロロヒドリン)  
Ethylene chlorhydrin (エチレンクロロヒドリン)  
Ethylene chlorohydrin (エチレンクロロヒドリン)  
Glycol chlorohydrin (グリコールクロロヒドリン)  
Glycol monochlorohydrin (グリコールモノクロロヒドリン)  
2-Hydroxyethyl chloride (塩化 2-ヒドロキシエチル)
- (5) (C. A. S. #78-38-6) Diethyl ethylphosphonate (ジエチルエチルホスホネート)  
Ethylphosphonic acid diethyl ester (エチルホスホン酸ジエチルエステル)
- (6) (C. A. S. #15715-41-0) Diethyl methylphosphonite (ジエチルメチルホスホニット)  
Diethoxymethylphosphine (ジエトキシメチルホスフィン)  
Diethyl methanephosphonite (ジエチルメタンホスホニット)  
0, 0-Diethyl methylphosphonite (0, 0-ジエチルメチルホスホニット)  
Methyldiethoxyphosphine (メチルジエトキシホスフィン)  
Methylphosphonous acid diethyl ester (メチル亜ホスホン酸ジエチルエステル)
- (7) (C. A. S. #2404-03-7) Diethyl-N, N-dimethylphosphoro- amidate (ジエチル=N, N-ジメチルホスホルアミダート)  
N, N-Dimethyl-0, 0'-diethyl phosphoramidate (N, N-ジメチル-0, 0'-ジエチルホスホルアミダート)  
Diethyl dimethylphosphoramidate (ジエチル=ジメチルホスホルアミダート)  
Dimethylphosphoramidic acid diethyl ester (ジメチルホスホルアミド酸ジエチルエステル)
- (8) (C. A. S. #762-04-9) Diethyl phosphite (ジエチルホスファイト)  
Diethoxyphosphine oxide (ジエトキシホスフィンオキシド)  
Diethyl acid phosphite (亜リン酸ジエチル酸)  
Diethyl hydrogen phosphite (ジエチル=ヒドロゲンホスファイト)  
Diethyl phosphonate (ホスホン酸ジエチル)  
Hydrogen diethyl phosphite (ヒドロゲンジエチルホスファイト)
- (9) (C. A. S. #100-37-8) N, N-Diethylethanolamine (N, N-ジエチルエタノールアミン)  
N, N-Diethyl-2-aminoethanol (N, N-ジエチル-2-アミノエタノール)  
Diethyl (2-hydroxyethyl) amine (ジエチル (2-ヒドロキシエチル) アミン)  
N, N-Diethyl-N-(. beta.-hydroxyethyl) amine (N, N-ジエチル-N- ( $\beta$ -ヒドロキシエチル) アミン)  
N, N-Diethyl-2-hydroxyethylamine (N, N-ジエチル-2-ヒドロキシエチルアミン)  
Diethylaminoethanol (ジエチルアミノエタノール)  
2-(Diethylamino) ethanol (2-ジエチルアミノエタノール)  
2-(Diethylamino)ethyl alcohol (2- (ジエチルアミノ) エチルアルコール)  
N, N-Diethylmonoethanolamine (N, N-ジエチルモノエタノールアミン)  
(2-Hydroxyethyl) diethylamine ((2-ヒドロキシエチル) ジエチルアミン)

- 2-Hydroxytriethylamine (2-ヒドロキシトリエチルアミン)
- (10) (C. A. S. #5842-07-9) N, N-Diisopropyl-.beta.-aminoethane thiol (N, N-ジイソプロピル-β-アミノエタンチオール)
- 2-(Diisopropylamino) ethanethiol (2-(ジイソプロピルアミノ)エタンチオール)
- Diisopropylaminoethanethiol (ジイソプロピルアミノエタンチオール)
- .beta.-Diisopropylaminoethanethiol (β-ジイソプロピルアミノエタンチオール)
- 2-(bis(1-Methylethyl)amino) ethanethiol (2-(ビス(1-メチルエチル)アミノ)エタンチオール)
- (11) (C. A. S. #4261-68-1) N, N-Diisopropyl-.2-aminoethyl chloride hydrochloride (N, N-ジイソプロピル-.2-アミノエチルクロリド塩酸塩)
- (12) (C. A. S. #96-80-0) N, N-Diisopropyl-.beta.-aminoethanol (N, N-ジイソプロピル-β-アミノエタノール)
- N, N-Diisopropyl-2-aminoethanol (N, N-ジイソプロピル-2-アミノエタノール)
- 2-(Diisopropylamino) ethanol (2-(ジイソプロピルアミノ)エタノール)
- (N, N-Diisopropylamino) ethanol (N, N-ジイソプロピルアミノ)エタノール)
- 2-(Diisopropylamino) ethyl alcohol (2-(ジイソプロピルアミノ)エチルアルコール)
- N, N-Diisopropylethanamine (N, N-ジイソプロピルエタノールアミン)
- (13) (C. A. S. #96-79-7) N, N-Diisopropyl-.beta.-aminoethyl chloride (N, N-ジイソプロピル-β-アミノエチルクロリド)
- 2-Chloro-N, N-diisopropylethanamine (2-クロロ-N, N-ジイソプロピルエタンアミン)
- 1-Chloro-N, N-diisopropylaminoethane (1-クロロ-N, N-ジイソプロピルアミノエタン)
- 2-2-Chloro-N, N-diisopropylethylamine (2-クロロ-N, N-ジイソプロピルエチルアミン)
- N-(2-chloroethyl)-N-(1-methylethyl)-2-propanamine (N-(2-クロロエチル)-N-(1-メチルエチル)-2-プロパナミン)
- N-(2-Chloroethyl) diisopropylamine (N-(2-クロロエチル)ジイソプロピルアミン)
- N, N-Diisopropyl-2-chloroethylamine (N, N-ジイソプロピル-2-クロロエチルアミン)
- 1-(Diisopropylamino)-2-chloroethane (1-(ジイソプロピルアミノ)-2-クロロエタン)
- 2-(Diisopropylamino)ethyl chloride (2-(ジイソプロピルアミノ)エチルクロリド)
- Diisopropylaminoethyl chloride (ジイソプロピルアミノエチルクロリド)
- .beta.-Diisopropylaminoethyl chloride (β-ジイソプロピルアミノエチルクロリド)
- (14) (C. A. S. #108-18-9) Diisopropylamine (ジイソプロピルアミン)
- N, N-Diisopropylamine (N, N-ジイソプロピルアミン)
- N-(1-Methylethyl)-2-propanamine (N-(1-メチルエチル)-2-プロパナミン)
- (15) (C. A. S. #6163-75-3) Dimethyl ethylphosphonate (エチルホスホン酸ジメチル)
- Dimethyl ethanephosphonate (ジメチル=エタンホスホネート)
- Ethylphosphonic acid dimethyl ester (エチルホスホン酸ジメチルエステル)
- (16) (C. A. S. #756-79-6) Dimethyl methylphosphonate (メチルホスホン酸ジメチル)
- Dimethoxymethyl phosphine oxide (ジメトキシ=メチルホスフィンオキシド)
- Dimethyl methanephosphonate (メタンホスホン酸ジメチル)
- Methanephosphonic acid dimethyl ester (メタンホスホン酸ジメチルエステル)
- Methylphosphonic acid dimethyl ester (メチルホスホン酸ジメチルエステル)
- (17) (C. A. S. #868-85-9) Dimethyl phosphite (亜リン酸ジメチル)
- Dimethoxyphosphine oxide (ジメトキシホスフィンオキシド)
- Dimethyl acid phosphite (亜リン酸ジメチル酸)
- Dimethyl hydrogen phosphite (ジメチル=ヒドロゲンホスファイト)
- Dimethyl phosphonate (ホスホン酸ジメチル)
- Hydrogen dimethyl phosphite (ヒドロゲンジメチルホスファイト)
- Methyl phosphate (磷酸メチル)
- (18) (C. A. S. #124-40-3) Dimethylamine (ジメチルアミン)
- N-Methyl methanamine (N-メチルメタナミン)
- (19) (C. A. S. #506-59-2) Dimethylamine hydrochloride (塩酸ジメチルアミン)

- Dimethylammonium chloride (ジメチルアンモニウムクロリド)  
N-Methyl methanamine hydrochloride (N-メチルメタナミン塩酸塩)
- (20) [RESERVED]
- (21) (C. A. S. #1498-40-4) Ethylphosphonous dichloride (エチル亜ホスホン酸ジクロリド)  
Dichloroethylphosphine (ジクロロエチルホスフィン)  
Ethyl phosphonous dichloride (エチル亜ホスホン酸ジクロリド)  
Ethyl dichlorophosphine (エチルジクロロホスフィン)
- (22) (C. A. S. #430-78-4) Ethylphosphonus difluoride (エチル亜ホスホン酸ジフルオリド)  
Ethyl difluorophosphine (エチルジフルオロホスフィン)
- (23) (C. A. S. #1066-50-8) Ethylphosphonyl dichloride (エチルホスホニルジクロリド)  
Dichloroethylphosphine oxide (ジクロロエチルホスフィン酸オキシド)  
Ethanephosphonyl chloride (エタンホスホニルクロリド)  
Ethylphosphinic dichloride (エチルホスフィン酸ジクロリド)  
Ethylphosphonic acid dichloride (エチルホスホン酸ジクロリド)  
Ethylphosphonic dichloride (エチルホスホン酸ジクロリド)
- (24) [RESERVED]
- (25) (C. A. S. #7664-39-3) Hydrogen fluoride (フッ化水素)  
Anhydrous hydrofluoric acid (無水フッ化水素酸)  
Fluorhydric acid (フッ化水素酸)  
Fluorine monohydride (ふっ素モノヒドリド)  
Hydrofluoric acid gas (フッ化水素酸ガス)
- (26) (C. A. S. #3554-74-3) 3-Hydroxyl-1-methylpiperidine (3-ヒドロキシ-1-メチルピペリジン)  
3-Hydroxy-N-methylpiperidine (3-ヒドロキシ-N-メチルピペリジン)  
1-Methyl-3-hydroxypiperidine (1-メチル-3-ヒドロキシピペリジン)  
N-Methyl-3-hydroxypiperidine (N-メチル-3-ヒドロキシピペリジン)  
1-Methyl-3-piperidinol (1-メチル-3-ピペリジノール)  
N-Methyl-3-piperidinol (N-メチル-3-ピペリジノール)
- (27) (C. A. S. #76-89-1) Methyl benzilate (ベンジル酸メチル)  
Benzilic acid methyl ester (ベンジル酸メチルエステル)  
.alpha.-Hydroxy-.alpha.-phenylbenzeneacetic acid methyl ester ( $\alpha$ -ヒドロキシ- $\alpha$ -フェニルベンゼン酢酸メチルエステル)  
Methyl .alpha.-phenylmandelate (メチル  $\alpha$ -マンデル酸フェニル)  
Methyl diphenylglycolate (メチルジフェニルグリコール酸)
- (28) [RESERVED]
- (29) [RESERVED]
- (30) [RESERVED]
- (31) [RESERVED]
- (32) (C. A. S. #10025-87-3) Phosphorus oxychloride (オキシ塩化リン)  
Phosphonyl trichloride (三塩化ホスホニル)  
Phosphoric chloride (リン酸クロリド)  
Phosphoric trichloride (リン酸トリクロリド)  
Phosphoroychloride (オキシ塩化リン)  
Phosphoroxytrichloride (オキシトリ塩化リン)  
Phosphorus chloride oxide (リンクロリドオキシド)  
Phosphorus monoxide trichloride (リンモノオキシドトリクロリド)  
Phosphorus oxide trichloride (リンオキシドトリクロリド)  
Phosphorus oxytrichloride (リンオキシトリクロリド)  
Phosphorus trichloride oxide (リントリクロリドオキシド)  
Phosphoryl trichloride (ホスホリルトリクロリド)  
Trichlorophosphine oxide (トリクロロホスフィンオキシド)

- Trichlorophosphorus oxide (トリクロロリンオキシド)
- (33) (C. A. S. #10026-13-8) Phosphorus pentachloride (五塩化リン)  
Pentachlorophosphorane (ペンタクロロホスホラン)  
Pentachlorophosphorus (ペンタクロロリン)  
Phosphoric chloride (塩化リン酸)  
Phosphorus(V) chloride (塩化リン(V))  
Phosphorus perchloride (ホスホラスパークロリド)
- (34) (C. A. S. #1314-80-3) Phosphorus pentasulfide (五硫化リン)  
Diphosphorus pentasulfide (五硫化ニリン)  
Phosphoric sulfide (ホスホリックサルファイド)  
Phosphorus persulfide (過硫化リン)  
Phosphorus sulfide (硫化リン)
- (35) (C. A. S. #7719-12-2) Phosphorus trichloride (三塩化リン)  
Phosphorus chloride (塩化リン)  
Trichlorophosphine (トリクロロホスフィン)
- (36) C. A. S. #75-97-8) Pinacolone (ピナコロン)  
tert-Butyl methyl ketone (tert-ブチルメチルケトン)  
2, 2-Dimethyl-3-butanone (2, 2-ジメチル-3-ブタノン)  
3, 3-Dimethyl-2-butanone (3, 3-ジメチル-2-ブタノン)  
2, 2-Dimethylbutanone (2, 2-ジメチルブタノン)  
3, 3-Dimethylbutanone (3, 3-ジメチルブタノン)  
1, 1-Dimethylethyl methyl ketone (1, 1-ジメチルエチルメチルケトン)  
Methyl tert-butyl ketone (メチル tert-ブチルケトン)  
Pinacolin (ピナコリン)  
Pinacoline (ピナコリン)  
1, 1, 1-Trimethylacetone (1, 1, 1-トリメチルアセトン)
- (37) (C. A. S. #464-07-3) Pinacolyl alcohol (ピナコリルアルコール)  
tert-Butyl methyl carbinol (tert-ブチルメチルカルビノール)  
2, 2-Dimethyl-3-butanol (2, 2-ジメチル-3-ブタノール)  
3, 3-Dimethyl-2-butanol (3, 3-ジメチル-2-ブタノール)  
1-Methyl-2, 2-dimethylpropanol (1-メチル-2, 2-ジメチルプロパノール)
- (38) (C. A. S. #151-50-8) Potassium cyanide (シアン化カリウム)
- (39) (C. A. S. #7789-23-3) Potassium fluoride (フッ化カリウム)  
Potassium monofluoride (一フッ化カリウム)
- (40) (C. A. S. #7789-29-9) Potassium hydrogen fluoride (フッ化水素カリウム)  
Hydrogen potassium difluoride (一水素二フッ化カリウム)  
Hydrogen potassium fluoride (一水素フッ化カリウム)  
Potassium acid fluoride (酸性フッ化カリウム)  
Potassium bifluoride (重フッ化カリウム)  
Potassium hydrogen difluoride (二フッ化水素カリウム)  
Potassium monohydrogen difluoride (二フッ化一水素カリウム)
- (41) (C. A. S. #1619-34-7) 3-Quinuclidinol (3-キノクリジノール)  
1-Azabicyclo(2. 2. 2)octan-3-ol (1-アザビシクロ(2. 2. 2)オクタン-3-オール)  
3-Hydroxyquinuclidine (3-ヒドロキシキノクリジン)
- (42) (C. A. S. #3731-38-2) 3-Quinuclidinone (3-キノクリジノン)  
1-Azabicyclo(2. 2. 2)octan-3-one (1-アザビシクロ(2. 2. 2)オクタン-3-オン)  
3-Oxyquinuclidine (3-オキソキノクリジン)  
Quinuclidone (キノクリドン)
- (43) (C. A. S.) #1333-83-1) Sodium bifluoride (重フッ化ナトリウム)  
Sodium hydrogen difluoride (一水素二フッ化ナトリウム)

- Sodium hydrogen fluoride (フッ化水素ナトリウム)
- (44) (C. A. S. #143-33-9) Sodium cyanide (シアン化ナトリウム)
- (45) (C. A. S. #7681-49-4) Sodium fluoride (フッ化ナトリウム)
- Sodium monofluoride (一フッ化ナトリウム)
- (46) (C. A. S. #1313-82-2) Sodium sulfide (硫化ナトリウム)
- Disodium monosulfide (一硫化二ナトリウム)
- Disodium sulfide (硫化二ナトリウム)
- Sodium monosulfide (一硫化ナトリウム)
- Sodium sulphide (硫化ナトリウム)
- (47) (C. A. S. #10025-67-9) Sulfur Monochloride (一塩化硫黄)
- (48) (C. A. S. #10545-99-0) Sulfur dichloride (二塩化硫黄)
- (49) (C. A. S. #111-48-8) Thiodiglycol (チオジグリコール)
- Bis(2-hydroxyethyl) sulfide (ビス (2-ヒドロキシエチル) スルフィド)
- Bis(2-hydroxyethyl) thioether (ビス (2-ヒドロキシエチル) チオエーテル)
- Di(2-hydroxyethyl) sulfide (ジ (2-ヒドロキシエチル) スルフィド)
- Diethanol sulfide (ジエタノールスルフィド)
- 2, 2'-Dithiobis-(ethanol) (2, 2'-ジチオビスエタノール)
- 3-Thiapentane-1, 5-diol (3-チアペンタン-1, 5-ジオール)
- 2, 2'-Thiobisethanol (2, 2'-チオビスエタノール)
- 2, 2'-Thiodiethanol (2, 2'-チオジエタノール)
- Thiodiethylene glycol (チオジエチレングリコール)
- 2, 2'-Thiodiglycol (2, 2'-チオジグリコール)
- (50) C. A. S. #7719-09-7) Thionyl chloride (塩化チオニル)
- Sulfinyl chloride (塩化スルフィニル)
- Sulfinyl dichloride (二塩化スルフィニル)
- Sulfur chloride oxide (硫黄クロリドオキシド)
- Sulfur oxychloride (オキシ塩化硫黄)
- Sulfurous dichloride (二塩化硫黄)
- Sulfurous oxychloride (オキシ塩化硫黄)
- Thionyl dichloride (二塩化チオニル)
- (51) (C. A. S. #102-71-6) Triethanolamine (トリエタノールアミン)
- Alkanolamine 244 (アルカノールアミン 244)
- Nitrilotriethanol (ニトリロエタノール)
- 2, 2', 2''-Nitrilotriethanol (2, 2', 2''-ニトリロトリエタノール)
- 2, 2', 2''-Nitrilotris(ethanol) (2, 2', 2''-ニトリロトリス (エタノール))
- TEA (TEA)
- TEA(amino alcohol) (TEA (アミノアルコール))
- Tri(2-hydroxyethyl)amine (トリ (2-ヒドロキシエチル) アミン)
- Triethanolamin (トリエタノールアミン)
- Tris(.beta.-hydroxyethyl)amine (トリス ( $\beta$ -ヒドロキシエチル) アミン)
- Tris(2-hydroxyethyl)amine (トリス (2-ヒドロキシエチル) アミン)
- Trolamine (トロルアミン)
- (52) (C. A. S. #637-39-8) Triethanolamine hydrochloride (トリエタノールアミンヒドロクロリド)
- (53) (C. A. S. #122-52-1) Triethyl phosphite (亜リン酸トリエチル)
- Phosphorous acid triethyl ester (ホスホン酸トリエチル エステル)
- Triethoxyphosphine (トリエトキシホスフィン)
- Tris(ethoxy)phosphine (トリス (エトキシ) ホスフィン)
- (54) (C. A. S. #121-45-9) Trimethyl phosphite (亜リン酸トリメチル)
- Phosphorus acid trimethyl ester (ホスホン酸トリメチル エステル)
- Trimethoxyphosphine (トリメトキシホスフィン)



## (l) 解釈 12：コンピュータ

- (1) ECCN 4A003. b 又は. c に番号分類されるデジタルコンピュータ又はコンピュータシステムであって、“No License Required” (NLR) が適格なものは、他のすべての技術的パラメータを除外して、加重最高性能 (Adjusted Peak Performance (APP)) のみに基づいて評価しなければならない。ECCN 4A003. b 又は. c に番号分類されるデジタルコンピュータ又はコンピュータシステムであって、許可例外 APP が適格なものは、他のすべての技術的パラメータを除外して、APP 値に基づいて評価しなければならない。アナログ—デジタル変換機能を有する組立品は、カテゴリ—3—エレクトロニクス、ECCN 3A002. h に基づいて評価される。
- (2) ECCN 4A003. g で規制される附属装置は、許可例外 GBS 又は CIV に基づいて輸出又は再輸出できる。附属装置がコンピュータシステムの一部として輸出又は再輸出される場合、コンピュータシステム及び附属装置に対して、該当する場合、NLR 又は許可例外 APP が適用できる。

## (m) 解釈 13：EI 理由で規制される暗号貨物及びソフトウェア

ECCN 5A002、5A004 及び 5D002 のもとに EI 理由で規制される暗号貨物及びソフトウェアは、許可例外 TMP の職業用具条項、又は許可例外 BAG の個人用途除外の許可例外の条件及び制約に従うなら、これらの許可例外のもとに、ラップトップ、ハンドヘルド機器又はその他のコンピュータ若しくは装置に予め搭載して輸出することができる。許可例外 TMP と許可例外 BAG のいずれも、報告要求事項を有していない。暗号貨物及びソフトウェアの規制ステータスは、たとえそれらがコンピュータ又はその他の装置にバンドル、混合 (commingle) 又は組み込まれているとしても、その他の“情報セキュリティ”ソフトウェア”、部分品、“電子組立品”又はモジュールのように、Category 5—part 2 において決定される。しかし、医療用の最終用途のために特別に設計した貨物及びソフトウェアであって、Category 5, part 2 の品目を組み込んだものであっても、Category 5, part 2 では規制しない。EAR § 774 付則 3 (了解声明) の (a) 項を参照のこと。

## (n) 解釈 14：未完成の“600 シリーズ”の貨物

鍛造品、鋳造品及びその他の未完成製品 (例えば、押出し鍛造品及び機械加工された本体) であって、機械的特性、材料組成、幾何学的形状又は機能によって製品グループ A (“最終品目”、“装置”、“附属品”、“アタッチメント”、“部品”、“部分品”及び“システム”) の“600 シリーズ”の ECCN で規制される貨物と明確に同一とみなし得るような、生産段階に到達しているものについては、その“600 シリーズ”の ECCN で規制される。

## (o) 解釈 15：米国政府によって、又は米国政府のために取得、試験、又はその他の方法で使用される特定の集積回路

## (1) 集積回路 (IC) の番号分類

集積回路 (IC) (本節で規定される IC のパッケージ化された“電子組立品”を含む) であって、既存の商業的製造プロセス技術を使用して製造され、米国政府 (USG) により、米国政府のために、又は米国政府との契約に基づいて取得、試験、又はその他の方法で使用されているものは、EAR § 774 付則 1 の商務省規制品リストで輸出規制分類番号 (ECCN) で指定されている放射線硬化 (例えば、指定された放射線量又はアプセットに耐えるように設計されたもの) 又は定格温度 (例えば、所定の温度で動作するように定格されたもの) であるとはみなされない、ただし、以下のすべてに該当することを条件とする：

- (i) “開発”中であって、IC が、ECCN の耐放射線仕様又は温度仕様を満たすように設計、定格、又は認定されていない場合 (米国政府によるもの又は米国政府のためのものを除く)；及び
- (ii) 放射線又は温度に関するすべての商業的試験 (製造業者による製造、分類、包装又は組立の際の試験を含む) が、標準的な商業的ツール及び技術に限定されているか、さもなければ、これらの特定の IC の商業的環境における使用のために米国政府が資金を提供又は供与する手段に限定されている場合。

## (2) IC の商業的生産のための“ソフトウェア”又は“技術”の番号分類を変更しない行為

本節で規定される IC の“開発”、“製造”、又はその後の使用は、以下のすべてに該当する場合に限り、

これらの IC の製造又は試験に使用される基礎となる標準的な商用プロセスの“ソフトウェア”又は“技術”の番号分類を変更するものではない、ただし、以下のすべてに該当することを条件とする：

(i) 利用された既存の商用“ソフトウェア”又は“技術”(ECCN 3D991、3E991、3E001、9D515. d、9D515. e、9E515. d 又は 9E515. e で指定されるもの)が、CCL 上の他の ECCN の“required”[必要な]’の基準(EAR § 772 で定義されている)を満たしていないこと。

(o) (2) (i) 項の注 1: 本(o) (1) 項で規定される目的のために、米国政府による又は米国政府のための既存の商用“ソフトウェア”又は“技術”を使用することは、それ自体で、CCL 上の ECCN の仕様を満たすのに“required”[必要である]とする基準を確立するものではない。

(ii) 標準的な商業的製造工程内に存在するハードウェア、“ソフトウェア”、又は“技術”の機能的能力が、米国政府が要求又は要請する場合(契約履行条件など)を除き、以下のすべてに該当する場合、変更されていないこと(例えば、特殊な工程ステップの追加又は設計資料の独自の解釈など)：

(A) その変更により、EAR 対象品目の ECCN が変更されないこと(より限定的でない番号分類、例えば、CCL の ECCN から EAR99 への変更は除く)。

(B) その変更が、本節の(o) (1) 項で規定される米国政府による、又は米国政府のための IC の製造又は試験に限定されること。

### (3) 事例

本節で扱うシナリオには以下のものが含まれる：

(i) ECCN 3A991 で指定される市販の IC が、米国政府(又は米国政府 G と契約関係にある個人又は事業者)により試験され、ECCN 3A001. a. 1 の放射線硬化パラメータを満たす場合、その IC の番号分類は ECCN 3A991 から変更されず、基礎となる標準プロセスの“技術”、“装置”、及び“ソフトウェア”の番号分類は元の ECCN から変更されない。

(ii) IC を製造するための標準的な商用プロセスに、ECCN 3E001 (例えば、ECCN 3A001. a. 1 に指定される IC) 又は ECCN 9E515 (例えば、ECCN 9A515. d 若しくは e に指定されるディスクリット電子部品)に指定される特定の“技術”が含まれ、かつそれらのプロセス“技術”が米国政府向けの IC 及びディスクリット電子部品の製造に使用される場合、“required”[必要である]“技術”の部分のみが ECCN 3E001 又は 9E515 で規定される仕様を満たす。さらに、これらの標準的な商業プロセスの使用は、推論上、ECCN の 3A001. a. 1 又は 9A515. d 若しくは e に基づく米国政府の IC の規制につながらない；それよりも、EAR の対象となる米国政府の IC の ECCN は、本節の(o) (1) 項に従って決定される。

(iii) 特定のファウンドリにおける標準的な商用 IC の製造プロセスが、ECCN 3B001 若しくは 3B991、又は EAR99 として指定されたツールで構成されており、その“技術”が ECCN 3E991 若しくは EAR99 として指定される“技術”に限定されている場合であって、そのファウンドリ(通常は ECCN 3A991 又は EAR99 として指定された IC を製造している)が、その標準的な製造プロセスから逸脱して(例えば、特別なプロセスステップ又は設計機能を追加して)、ECCN 3A001 の a. 1 又は 9A515. d 若しくは e の放射線硬化パラメータに合致するか超えるように設計された IC ファミリーを製造する場合で、かつ、米国及び米国以外の商業顧客や政府顧客に販売することを意図している場合、それらの特定の放射線硬化 IC を製造するために“required”[必要とされる]追加工程の“技術”の ECCN を、(例えば、該当する場合、ECCN 3E001 及び 9E515 のいずれか該当するエントリーで)個別に評価し決定する必要がある。

## § 770.3 カントリーグループ D:1 の仕向地への技術及びソフトウェアの輸出に関連する解釈

### (a) 序文

本節は、カントリーグループ D:1 への輸出について、あなたの技術又はソフトウェアが許可例外を適用できるか、NLR のもとに輸出ができるか、或いは輸出許可が必要かを確定する方法についての補足のガイダンスを提供することを意図している。

### (b) 輸出許可の範囲

輸出許可のもとでの技術及びソフトウェアの輸出は、輸出許可証の書面で明確に示される範囲においてのみ認可される。装置の輸出に関連した技術及びソフトウェアであって、輸出許可なしに輸出できるも

のは次のもののみである：

- EAR § 734.7 から § 734.11 で定める技術；
- EAR § 740.13(a) で定める使用技術及びソフトウェア；
- EAR § 740.13(b) で定める販売技術；並びに
- EAR § 740.13(c) で定めるソフトウェアの更新である。

(c) 混合 (commingle) された技術及びソフトウェア

- (1) 米国原産の技術は、米国外において、他の原産国の他の技術により書き直され、使用され、参照され、或いはその他の方法で混合された場合でも、その米国原産性を失わない。従って、プラント若しくは装置又はこれらの部品の設計、建設、運転又はメンテナンスのために米国外において作成又は設計された二次的又は類似の技術資料であって、米国原産の技術に基づくものは、或いは米国原産の技術を利用したものは、元となった米国原産技術と同様に、輸出許可要求事項を含め、EAR の対象となる（ただし、混合された技術が EAR § 734.4 で定める de minimis 除外の理由により EAR の対象とならない場合を除く）。
- (2) 米国原産のソフトウェアであって、外国原産のソフトウェアに組込まれた又は混合されたものであっても、その米国原産性を失わない。このように混合されたソフトウェアは、元となった米国原産ソフトウェアと同様に、輸出許可要求事項を含め、EAR の対象となる（ただし、EAR § 734.4 で定める de minimis 除外の理由により EAR の対象とならない場合を除く）。

(d) 特定の許可例外

次の Q&A は、許可例外が適用できる技術及びソフトウェアの範囲をさらに明確にすることを意図している。

(1) (i) 質問 1

- (A) 我社のエンジニアは、装置の設置又は修理の際に、顧客に与えられている標準のマニュアル又は説明書（トレーニングを含む）で提供される内容を超える技術（経験に加えて当該装置の内部構成要素又は仕様書の当社が独自に所有する知識）を使用している。幾つかの場合において、顧客に提供されるこのような情報が、通常の設置、メンテナンス及び運転の状況に関し必要最小限の内容に抑えることが輸出許可の条件にもあります。
- (B) 我社の通常の業務慣例により顧客の要員にその知識又は技術を伝えることなく作業を遂行するように制限されていることを、知識及び経験を持つエンジニアが理解している場合、EAR § 740.13(a) で定める操作技術及びソフトウェアに対する許可例外 TSU の条項に基づいて、設置又は修理を行なうために、我社は彼を顧客のサイトに派遣することができますか？

(ii) 答 1

技術の輸出には、EAR § 734.15 で定義される米国原産情報の外国での提供を含みます。ここで記述された状況が、EAR § 740.13(a) で定める操作技術及びソフトウェアに対する許可例外 TSU の条項に基づいて許可される範囲を超えていない限り、本件事は技術の“提供”には当たらず、輸出許可は必要ないでしょう。

(2) (i) 質問 2

我社では、我社の通常の業務慣例に従って、輸出許可、許可例外又は NLR に基づいて輸出した装置の保守のために顧客のエンジニアを訓練する予定です。この訓練は、有償を条件に事実上契約で保証されており、一部は顧客の施設で、また一部は米国で行なう予定です。そこで、我社は許可例外に基づいて両方の場所でこの訓練を進めることができますか？

(ii) 答 2

- (A) これが貴社の通常の訓練であって、輸出された装置の貴社のマニュアル及び標準の説明書に記載された技術を含んでおり、かつ § 740.13(a) で定める操作技術及びソフトウェアに対する許可例外 TSU のその他の要求事項を満たしている場合には、許可例外 TSU のそれらの条項の限度内で、訓練を提供することができます。輸出は、顧客のエンジニアにその技術を実際に移転又は提供した時点及び場所で発生するので、訓練の場所は重要ではありません
- (B) § 740.13(a) で定める操作技術及びソフトウェアに対する許可例外 TSU の条項に基づいてカバ

一される範囲を超える訓練（この顧客の設置に必要なものとして貴社の輸出許可申請書に明確に記載されており、かつ、輸出許可証又は単独の技術輸出許可証の文面で実際に示されているものを除く）については、その輸出許可が停止されたり、取消されている間は、引き受けることはできません。